

第十三回国会 通商産業委員會議録 第五十号

昭和二十七年六月十日(火曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事高木吉之助君 理事多武良哲三君

理事中村 幸八君 理事山手 満男君

理事今澄 勇君

阿左美廣治君 江田斗米吉君

小川 平二君 小金 義昭君

土倉 宗明君 永井 要造君

南 好雄君 高橋清治郎君

佐伯 宗義君 岡 良一君

横田其太郎君

出席政府委員

總理府事務官(公務局總務部長)

正取引委員(公務局總務部長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

通商産業事務官(通商産業局長)

六月九日

中共貿易促進に関する請願(上林與市郎君紹介)(第三四六四号)

同(勝間田清一君紹介)(第三五五九号)

中小企業等協同組合法等の一部改正に関する請願(田中織之進君紹介)(第三四八一号)

中小企業安定法制定に関する請願(久野忠治君紹介)(第三五五八号)

日本刀の製作所持に関する法律制定等の請願(増田甲子七君外三名紹介)(第三五九九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

特定中小企業の安定に関する臨時措置法案(南好雄君外二十二名提出、衆法第六一号)

○中村委員長 これより會議を開きます。

本日は特定中小企業の安定に関する臨時措置法案を議題といたし、質疑を続行いたします。質疑の通告がありま

すからこれを許します。山手満男君。

○山手委員 前会に二、三私からこの法案に対して質疑をいたしたのであり

ますが、残してある部分を重複を避

けつつもう一度お伺いしてみたいと

思います。私がこの法案を讀み直して

みて痛感することは、この法律の題目は中

小企業の安定に関する臨時措置法とい

うことになっておるのであります。が、

実際には、政府側が積極的にこう

するのだという規定は何ら入って

ない。業界の中で、何か相互に大企業

と中小企業というふうなものを対立さ

せた観念の中に追い込んで行くという

ふうな規定、中小企業と大企業とが対

立の前提に立つて、これを調整して行

くというふうな響きが非常に強い法律

であるように思ふのであります。政府

あるいは国家が中小企業の立場をもう

少し強化して行く、もう少し中小企

業を育成して行く、もう少し中小企

業を育成して行く、もう少し中小企

業を育成して行く、もう少し中小企

業を育成して行く、もう少し中小企

業を育成して行く、もう少し中小企

業を育成して行く、もう少し中小企

業を育成して行く、もう少し中小企

業を育成して行く、もう少し中小企

企業者と、中小企業者を團結させて対

立させるといふ観念は、この法律にお

きましても中小企業等協同組合法にお

きましても、おそらくそういうことは

ないものと提案者は考えておる次第で

あります。なお詳しいことについては

は、ここに中小企業庁の松尾政府委員

が参つておりますから、補足的に説明

をいたさせていただきます。

○松尾(金)政府委員 ただいまの御質

問に対するお答えをいたしました。は、た

だいま南委員からお話の通りであると

思ふのであります。中小企業の振興

策であるいは安定策をいたしまして

は、この法案によるいわば消極的な安

定策が必ずしも唯一の安定策ではな

い、むしろ振興策をいたしましては、

別途かねて中小企業対策として実施さ

れております。また今後実施しな

ければならない中小企業の積極的な組

織化あるいは合理化、あるいはこうい

うことに必要な金融政策あるいは企業

診断その他の指導方策、こういうもの

で政府といたしましては積極的な中小

企業の振興策を、従来にも増して実施

して行かなければならないと思つてお

ります。この法案は、私ども先ほど

申しましたような意味の当面の中小企

業の特定の業種に対する緊急の消極的

な安定策である、しかしこういふこ

ともあわせなければ——中小企業の

現在の窮状を打開するのにはやはり

こういふ方策もまた必要である、こ

ういふふうに考えておりました。中

小企業の対策をいたしましては、こ

れをあわせて中小企業の今後の振興

安定策に資して行きたい、こういふ

うに考えておる次第であります。

○山手委員 今の振興部長の御説明で

ございますが、私は振興部長にもう一

度お伺いしてみたいと思ふのであり

ます。ごく最近において、中小企業の擁

護者であり、代弁者になつておつたと

ころの中小企業庁の廃止を實行すると

言つてゐる、あるいは商工中金のこと

きもの、実際にはいろいろのことを

やると言つてゐるけれども、中小企業

にはほとんど金がまわつて行かないよ

うな実情にあつて、中小企業がきわめ

て困難な状態に遭遇をいたしております。

この中小企業の安定法と銘を打つ

たものは、そういう大前提を無視して、

単に大企業と角逐をして行くといふ

か、かみ合いをするような、そういう

事態をむしろ醸成して行くような法律

であつて、私は魂が抜けているような

気がいたします。私は政府のやつとお

うことを、何でも食ひ足りないとか何

とかいふことじやないのですが、中小

企業の現在の日本の産業界における地

位からいたしまして、こういう子供

だましのやうな法律で、中小企業者が

満足するわけのものでもないと思

ふ、それにはどういふ安定法というよ

うなもの、それでは、操短法とか、設備

制限法とか、需給調整法とか、そうい

うやうやな名前、むしろ名称を変更す

ることが適當ではないか、私はかよう

に考えます。この点について、中小企

業庁の方の見解をもう一べんお伺い

しておきます。

○松尾(金)政府委員 お答えいたします。法律の名前につきましては、私からどうこう申し上げる立場ではございませんが、現在の状況におきまして、特殊の業種におきましては、いわば不況その他の圧迫、また中小企業、またその設備の過剰な状態から申しまして、いわばよく言われますような、無制限なる出血競争を、周囲の悪い環境のもとにしられおるといふような状況にありますが、これは、御承知の通りであると思ひます。こういう状況に對しては、もちろん片方にそういう局面を開閉するための必要な積極的な対策、先ほど私から御説明をいたしましたような対策も、もちろん今後積極的に実施しなければならぬのであります。しかし同時にまた、中小企業者がみずからある程度の必要最小限度の競争の部分的な制限と申しますか、そういうことを中小企業自身がやれるような制度をあわせてつくつておくことが、中小企業者の相互扶助的な自治調整の役目を果たす意味からいって、必要ではなからうか、こういう意味合いで、本法案の立案がされたものと承知しております。先ほど申しましたように、本法案だけで中小企業の安定というのではなくて、中小企業の安定には積極、消極両方策を今後とも努力して行かなければならない、そういうふうに考えておる次第であります。

○山手委員 調整命令を出し、あるいは調整に関する勧告をする場合などではあります、二十七條の中はどうかから書いてあります「且つ、かような事態を放置しては当該業種に係る産業及びその関連産業の存立に及ぼす重大な悪影響を除去することができないと認めるときに限り」ということでございませうが、かような事態を放置しては」という場合は、どういふ場合であるか。もつと具体的に言へば、現在すでにそういう状態が起きておる業種があるとお考えであるのかどうか、この点を一点と、それから「その関連産業の存立に及ぼす」という関連産業というものはどういふものまで関連産業の中に入れてお考えになつておるのか、お伺いをいたします。

○南委員 お答えいたします。二十七條のいわゆる調整規定がアウト・サイダーまで縛るといふような場合、そういう場合における問題につきましては、しばしば御説明申し上げておりますように、結局その組合の自治調整ではどうにもならない、つまりアウト・サイダーの活動のために、組合の自治調整が著しい影響を受けておる、そういう場合に限つて、公益的見地に立つて主務大臣たる通産大臣が二十七條の勧告を出し得るのだ、こういうふうにしば、お答え申し上げておる通りであります。そういうものが現在あるか、こういうお話であります、これはよく調べてみなければならぬのであります。よく言われるのであります、絹、人絹のいわゆる機屋、そういうような業界におきましては、もうすでに一年以上もいわゆる適正利潤というふうなものは考えられず、常に出血の操業をさせられておる、こういうことが大体認められ得るのではないかと考えております。従つてもしこういう場合をいってあげて御説明申し上げるとするならば、絹、人絹業界の実情あたりがややこれに近いものではなからうかと考えております。

なお関連産業の範囲であります、関連産業と申しますと、絹、人絹関係では化繊のメーカーも関連産業でありませうし、あるいはこれを取次いで売つておるいわゆる卸商社関係も関連産業でございませうし、またその織物を売つておる内地の商社、さらに進んでそれを外国に出しておる輸出商社あたりも関連産業じゃないかと思つております。こういうものが全般的に影響を受けておる場合に二十七條を発動するの、その一部分が影響を受けておる際に二十七條を発動させるか、これは通産大臣が、このまま放置しておいては当該業種のみならず、これに關係しておる関連産業が非常に大きな影響を受けて、かえつてその業界にマイナスになる、そういうような場合を認定して二十七條が発動されるもの、こういうふうには私たちは考えておる次第であります。

○山手委員 この関連産業というのを、今のようになら、人絹の場合に、化繊のメーカーから問屋から商売人まで全部関連産業ということにして、この機屋の申出によつていふような勧告をするということになると、これはやはり相当重大な事態ではないかという気がいたしますが、この点についてはまだ私は研究をしてみなければならぬと思ひますから、そのまゝにしておきます。ところでこの第二十七條がこの法案の中では非常に重大であります、中小企業の組合の申出によつて、通産大臣がかくのごとき重大な制限をする。生産制限をする、出荷制限をする、あるいは設備制限をするといふことになりますると、すでに設備をしていふ者は、その設備につき込んだ金が

遊休施設になるわけでありましから、まわらなくなつて金利だけでも相当な損害をこうむることになる。またすでに雇つておる労働者を失業させるといふふうな事態になつて、その解雇手当なり休業手当といふふうなものだけでも相当な損害を出すといふものになるのであります、これは私有財産権の相当な侵害になるような気がいたします。この点について法制局の方の御意見を伺いたいと思ひます。

○川口法制局参事 仰せの通りこの法律案の最も重要な条文は第二十七條でございますが、もとく憲法二十九條におきましては、第一項において、私有財産はこれを侵してはならないと一般原則を掲げておりますが、同時に同一の條文の第二項におきまして、財産権の内容は公共の福祉に適合するよう法律で定める。また同じく第三項におきまして、私有財産は、正当な補償のもとに、公共のために用いることができるというふうないろいろな理念が共存して規定いたしております。ただいまの問題はこの法案の第二十七條は、はたしてそのどれに該当するものであろうかといふことになるのでございしますが、まず第一にこの學說上の憲法のたゞいまの條章の理論を一応御参考までに申し上げますと、この第二項に書いてあります公共の福祉に適合するやうに、法律で財産権の内容を定めるというものは、大部分の學者が一致しております。解法は、国民経済上その他の国家政策上のつまり立法政策上の制限が、これによつて可能であるといふ解説には、大体一致しておるのでございします。従ひまして現在の各種の経済統制立法あるいはまた独占禁止法、過度

経済力集中排除法といふふうな連の経済改革の諸法律は全部憲法第二十九條、第二項によつて発布いたしておるわけでございます、そのうちに特に個々の人に対して具体的な処分、たとえば一般的に國民が受ける制限ではございませんで、ある特定のものは他人のために犠牲を及ぼすといふものに對しましては、これは當然第三項の問題でございまして、損失補償が當然のことでは明らかでございします。が、非常に一般的に國家の經濟を維持するために、もしくは國民經濟を促進するために一般的に制約を財産権に對して課するといふことは、たゞいま申し上げましたような諸法令におきまして當然認められておるところでございまして、一、二の例を申し上げますれば、独占禁止法におきまして不当な事業能力の競争がありまする場合に、これの排除を公取委員會が命ずる、あるいは過度經濟力集中排除に関するいろいろな具体的な措置が命令されておる。あるいはまた最近本委員會を通過いたしました國際的に不足する物資の統制に関する臨時措置法、これは今年の三月三十一日法律になつておりますが、これにおきましてその第二條におきましては、主務大臣は安定本部總裁と協議をいたしまして、日本の全体的な立場から物資の割当、それから譲渡、売渡、引渡し等に関する制限もしくは禁止をすることができ、一般的にこれに對しては損失補償の規定は、その法律には書いてございせん。ただ第二項におきまして具体的な人名を名指しして、ある特定の品物を幾らで売れとか、あるいはいつたれに對してどこで売れといふふうな具体

的な処分命令が、主務大臣から出ます場合にだけ、損失補償を必要とするという建前になつておつたのでございませう。その点重大な問題でございまして、ただいまの憲法の二項と三項との関係はきわめて困難な、はなはだむづかしい問題ではございませうが、ただいままで研究いたしました結果によりますれば、結局問題の要点は中小企業安定法案の第二十七條に書いてある、かような事態を放置しては当該産業及び関連産業の存立自体を脅かして行く、ないしは国民経済全般に対する悪影響がある、そういうときに一種の制限措置をとるといふことがはたして憲法第二十九條の二項にいう「公共の福祉」に該当するまいかと、という点に盡きるのではないかと考えております。そういう意味合いにおきまして損失補償の規定を必要としないのではないかと考えています。私としてはそう考へて起草に参画をいたしました次第でございませう。

なおこれが将来この権力の発動がありまして仮定した場合に、たとえば訴訟になつた法律案に損失補償の規定がないからこの法律自体が、つまり第二十七條そのものが憲法違反として無効の判決を受けるのか、あるいは他の学説によりましてその主張が裁判所にいれられまして、そういうことになるのか、あるいはその処分自体は有効であるが、国家は損失補償の責任を負うという判決になるか、これも未確定の問題でございまして、学説上いろいろ争いがございまして、ただいままでのところ私どももいたしましては、そういうことを訴訟に持つて行くことを禁止することは、憲法上許されませんで、当然憲法違反

とか、あるいは損失補償があると申し訴訟に持つて行くことは行けるわけでありませう。さりとてこの法律全体の違憲性云々の問題を言うことは、行き過ぎではないかと思ひます。要は大体のところ現在までに至る通常の立法例にかんがみまして、損失補償の規定はあえていたさなくてもいいのではないかと、いう考へを持つてゐる次第でございませう。

○山手委員 私先ほどからお聞きいたしましたことは、この問題が特に重要でありますから、その前提としてお聞きいたしましたのでありますが、この法案はいわゆる特定の中小企業の安定をはかるための法律であると題目にはつきり書いてあるものであります。特定の中小企業の安定をはかるために、そのアウト・サイダーまでその組合の申出によつて通産大臣が動いて制限をしよという考へ方である。その制限の発動の場合、これ／＼かやうの事態のときに発動できると書いてある。これは発動し得る場合の條件が書いてあるものであつて、目標は特定の中小企業の安定のために命令を発動するといふことがこの法律の趣旨であらうかと思ひます。そういういたしますと、これによつて特定の輸出産業といふようなものが損害をこうむる、具体的に言へば労働者を解雇しなければならぬ、それにはいは設備が遊休不稼働なものになるといふことの禁止その他が、もうかるべきものか、もうからないものかといふ損失補償、これはあまり無理かと思ひますが、とにかく相当な損害が起きる場合がある。そういういたしますと、今第三部長の話は具体的に個々の

企業体、あるいは私有財産権を侵害される場合に当てはまつて来る気がするのです。それでありますから、これは中小企業を育成するためにこういう法律はけつ／＼でありますから、当然補償規定を設けなければいけません、こういう意見であります。特定の中小企業を育成するために政府は積極的にこれを盛り立てて行く規定がこの法律の中には全然ない。ただ単に大企業を抑へつけることばかりがこの規定の趣旨であります。中小企業を国家全体の利益のために大企業にもがまんしてもらつたら、それによる損失補償の規定を盛り込むことが中小企業を盛り立てる政府の大方針でなければならぬと思ひます。この見解に對してはどう一べん御答弁をお願いいたします。

○川口法制局参事 ただいまお尋ねになりました第二十七條第一項に掲げてある何々するときに限るといふのは、単純なる條件を示したものであつて、ねらいは中小企業を助けるために、アウト・サイダーにも同一の基準を課せないのでないかといふ点でございませうが、まず法律的な構成だけを私存じ上げてゐる範囲内で申し上げますと、その第一項の第一号には、なるほど仰せのような員外、つまりアウト・サイダーの活動が、組合の調整自体の効果を著しく弱めてゐるといふ言葉が掲げられておりますが、第二号には、アウト・サイダーがおるとかいないとかいふことに關係いたしません、すべて組合自体の調整措置が、それ自体ではあまりにも微弱であつて、結局当該産業全体の存立及び関連産業に悪影響を及ぼすおそれがあるといふことでござい

まして、かつまた全国的な調整組合なり、連合会なりから申出があつて初めて発動する形にはなつておりますが、むしろその点は国家権力が恣意的に発動することを抑制する趣旨ではないかと考へておりますので、それと、権力が発動します場合の建前は、組合から頼まれて通産大臣が権力を発動するといふ筋では絶対ないと考へられますので、もと／＼権力の発動をします轉換の時期におきまして、同じ似たような内容ではございませうが、そのときに、国民が服従する義務の面で申しますれば、完全に本質的に義務の内容が轉換を遂げておると解釈しますので、一般的に臨時物資需給調整法とか、あるいは先ほど申しましたように、國際的にアメリカの法律等による制限と本質的にはあまりかわらないのではないかと、いふふうに考へておる次第であります。お答えになりますかどうかと……

○山手委員 今の法制局の御意見は、そういう建前を押して行くことは、この法律の建前から行けば、私は非常にお話でありますけれども、この法律の二十七條を発動し得る場合は、やはり調整組合の申出があつたときにのみこれはやり得るのです。この二十七條の趣旨は、申出がなかつたらこの法律からは発動できないような気がするのではありません、この法律の題目に掲げてあるところの中小企業安定法といふ趣旨から行きますならば、今の第三部長の御説明は必ずしも當つておらないような気がいたします。もし今の第三部長の説明通りに行きますならば、中小企業安定法という題目を削つてしまつて、諸産業の制限に関する法

律か、操短法か、何かそういうふうな名前をかえて行かなければ、今の部長の説明は筋が通つて行かないような気がいたします。それはもう少し研究をすることにしておきます。

この法律が一番大きくねらつておりますのは、附則にも書いてありまするが、難貨なんかもうですが、纖維製品が大きなねらいの業種になつておるように思ふのであります。中小企業は業者の数がきわめて多いのです。そうしてその種類もきわめて複雑でありまして、少しづつ種類の違つたもの、特殊なものも中小企業者が引受けてやるのが特色なんです。輸出産業の中の大企業が受持つてゐる面は、統一された画一的な品物をつくる面では、それが大企業の特色です。しかし中小企業が受持つてゐる分野といふものは、特色のあるそれ／＼品種の違つたものを各々目的で特殊な立場でつくつておるといふのが中小企業の本質的なものであるといふのであります。そういう全国的にばら／＼に、地域的にも広がつて特殊な品物を織つておるものを、こゝういふ單なる申合せなり、命令によつて操短をさしたりあるいは生産を制限したり、これを監視をして行くといふことは、私はきわめて困難なことになるのじやないか、こゝういふ気がいたします。戦前もいろいろ生産制限や統制をやつたのでありまするが、そのときも絶えずいろいろの問題を起して苦杯をなめておるのであります。命令がはたして徹底し得るものかどうか、あるいは現在の通産省の陣容そのもので、こゝういふ／＼な統制に類似した問題を監視しあるいは指導して行くことがで

きるものかどうか、そういう点につい

三

て織維局長から御説明を願いたいと思
います。

○記内政府委員 お答えいたします。

今御質問になりましたように、中小企
業は非常に小部門の仕事をしてゐる
やつておつて、しかも数が非常に多い
というふうなことがございます。特
に私どもの担当いたしております織維
部門につきましては、そういう色彩が
強いわけでありまして、しかしながらこ
の法律が施行になりました、その業種
に織維品のある部門が指定になつた場
合におきまして、その中でどの業種
の部門が調整組合をつくつて、ここに
指定してあるような事業を営むかとい
うことは、それ／＼の業界々々によつて
判断される問題になつて来るとする
わけでありまして、またそういうあかつ
きにおきましては、相当大部分の業者が
その調整組合に入るものとわれ／＼期
待いたしております。まず第一には、
そういう業界の方々が、自主的に生産制
限なり出荷の制限なり設備の制限なり
という方法によつて、いろいろ糸価の
安定をはかることに努力されると思
ふのであります。そういうまず第一に業
界の方面において大部分のものが自主
的に調整されて参りますので、残され
た部門がもし万一実施効果の上らない
場合におきましては、政府が監督なり
制限なりをいたしまして、実施の効果
を上げるようにいたすわけでありま
す。その際には残された部門は比較的
少いのでありまして、こういうものに
対しましては、ある程度の政府の力も
及び得るのではないかとこのように考
へてゐる次第でございます。

○山手委員 こういう法律ができて、
これが発動されることになると、單に

こういうことだけでは済まなくなるだ
らうと思ひます。これに關係してい
ろんなことをやつて行かないと、この
法律の趣旨が国民経済とマッチして行
かない事態が起きると思ひます。たと
へて言いますと、生産制限をや、出
荷制限をや、これは設備の制限とい
うことにもなるのでありますが、今日
これで指定されておるのは、綿織機な
ど織物の關係でありまして、どん／＼
織物の方は制限しても、原糸や何か
大量に出て来ると原糸が暴落して行
く、輸出もきかないということになる
とたいへんです。そうすると、紡績の
錠数を制限することが起きなければな
らぬ。これは今四割短縮とかなんと
かいうことでおやりになつてゐるが、
これには法律はない。この点について
は、公取と必ずしも意見が一致してい
ないようでありまして、業界の方に政
府が勧告をされたという形で行つてあ
る。操業はそういうことになつてい
る。ところが現在はこの紡績の錠数は
どん／＼ふえる。私はまず／＼驚い
た。四割も短縮してゐながら、ごく近
いうちに百万錠くらいふえるのではな
いかという予想なのだが、こうい
うものを野放しにしておいて、末の
方のこういうものだけ制限をするよう
な、統制をするような処置に出られて
も、私は意味がないだらうと思ひます
が、この法律を通すと、紡績なんかの
糸の生産施設を禁止する、増産禁止の
措置なんかとられるものかどうか、こ
の点について織維局長から御説明を承
りたいと思ひます。

○記内政府委員 紡績設備の増設を禁
止することは、今日の法制の趣前から
できないのでありまして、これには立

法措置が必要になつて参るわけであり
ます。ただ實際問題として御指摘のよ
うに相当短縮をしておるにかかわら
ず、増設されるようなことはないと思
ひますので、過剰の原綿輸入外貨資金
の割当の操作によりまして、十一月以
降に増設されたものについては、割当
を当分しないということを発表いたし
た次第でございますが、こういう方法
によりまして、今後も増設を矯正して
参りたいというように考へておる次第
であります。

○山手委員 それが織維局の方のきわ
めて甘いところであるし、實際と違
うところがそこにあるのです。なぜか
という、織維局の方では新規に設備増
設をするというものに対しては、原綿
の割当をしないとおつしやる。それに
よつて目的は達成されるというお話で
ありますが、ちつとも達成されていな
いのです。現に割当がないということ
を覚悟して一万錠当り何値とかかるも
のをどん／＼つくつておる。これはな
ぜか。局長はそれでこの設備制限は完
全にできる、こういうふうにお考へな
いんですけれども、實際業界では一万錠
当り二億も三億もかけてどん／＼設備
を増設しておる。そうしておいて片一
方では短縮を勧告しておる。なぜか。
これはどうなんですか。落綿で生産を
しておる。さつ／＼ひひいになりまし
と、今小さな業者は割当を受けた原綿
を売つた方がもうかるという状態なん
です。それだから右から左にいろ／＼
やつておる。また最近の紡績の事情を
いろ／＼調べてみますと、非常に技
術が落ちておる。落綿をわざとたくさ
ん出して、そうして落綿を処分して、
綿糸の損失をカバーするという行き方

をやつておる。それだからそれを見越
して小さな紡績会社なんかは、織維局
がそんなことを考へても、そんなもの
はほつたらしてどん／＼増設をやつ
ておる。これは国民経済全般から見
ると、大損害をやつておる。私はこうい
うところに手が抜けておると思ふ。この
法案を通して行かぬならば、その前提
なるものを全部押えて行かないと片手
落ちになる。そういうものをどん／＼
ふくらましておいて、そうしてこうい
うもので終りの方だけ押えて行く、そ
うしておいて、この損失補償も何もし
ない、これでは正直者がばかを見ると
いう事態になります。織維局長はど
う考へになりますか。

○記内政府委員 ただいまの外貨の條
件によりまして、特にドル資金をもつ
てする棉花の輸入は非常に制限されて
おるわけでありまして、もちろんポンド
地域からポンド資金をもつて棉花を輸
入することは自由であります。これは
はおのずから生産数量なりあるいは価
格の面から、輸入することにも限度が
あるわけでありまして、従ひまして設
備が増設されても、それで消化する
原綿の量というものはおのずから限度
があるわけでありまして、また落綿のお話
がありましたが、今申し上げたように
原綿自体にも限度がありますので、落
綿自体にもおのずから限度がある。従
ひまして綿糸の生産量というものは、設
備の増設のいかんにかかわらず、おの
ずからこれに限度があるわけでありま
す。われ／＼が操短問題を勧告いたし
ましたのも、ただそういう際におきまし
て非常に時期的に増産をする、あるいは
ある時期には原綿がなく非常に減産
をせざるを得ないような立場に追い込

まれる、こういうふうな事態を憂慮い
たしまして、一年間を平均して綿糸の
生産、出荷ができるような態勢に持
つて行きたいという趣旨のもとに一時的
な減産を勧告したような次第でありま
す。減産勧告のいかんにかかわらず、
外貨予算の關係から綿糸の生産の状態
というものは、決して増設にかかわら
ず増加しないというのがただいまの現
状になつております。従ひましてそう
いう意味におきましては、この安定法
が出ました場合におきましては、大体バ
ランスはとれて参るのではないかと
いうふうに考へておる次第であります。
〔委員長退席、高木委員長代理着
席〕

○山手委員 私どもはどうもそこら
たりの關係が非常にむづかしい問題だ
と思ふのです。今紡績の話をまで飛ん
で行つたのでありますが、紡績の設備
はこれ以上ふやさせないという禁止的
な態度に出で行つてもならなければ、
この法律ができてゐる以上私は困ると
思ふのです。それからまたこういうこ
とで綿織物とか絹、人絹織物の製造業
者が設備の制限をされたり生産制限を
されたりする状態が起りそうだと
いうことになると、おそろしくこれは今のう
ちに登録をして置こうということにな
つて、こゝでばつと設備がふえて行く
可能性がある。こういう気がいたしま
す。またそれをつくる機械のメーカー
に従つてこれも関連産業になつて行く
だらうと私は思ふが、メーカーあたり
はどうかという立場に追い込まれて行
くか、ほとんどこれは生産をストップし
てしまふという状態にまでなつて行く
だらうと思ふのでありますが、機械の

増設に対する禁止措置をやる考えは通産省にないか。タオルならタオル、小幅の織機なら織機、そういうものは多いのだからこれ以上ふやさせないという建前をとつておいて、そういう建前ができて初めて次の段階において生産制限とか出荷制限というものがこの法律によつて行われるならばこれはよろしい。しかしそういう設備の問題を根本的には野放しにしておいて生産制限や出荷制限をするという事は、これはいかげなものであろうかと私は思うのであります。この点どうですか。

○記内政府委員 お答えいたします。この法案はそういう点も加味いたされまして議員提出で提案されたものと解釈いたしております。

○山手委員 そういたしますと繊維局の方からは絹、人絹織物その他の織機はもう増設を禁止する処置をとるということを承認されてこの法案が出されたというわけでありませんか。

○記内政府委員 その意味におきまして設備の制限に関する措置が組合によつてできる、また必要のある場合には通産大臣が勧告なりあるいは省令を出すことができるというふうに規定いたしておるものと考えております。但し直接機械メーカーに対して機械の製造を禁止するという建前にはなつておらないわけでありまして。

○山手委員 これはこういう織物の関係をやつて行くのだつたら紡績から始まつて、初めからしまいで全部一貫的に統制をして行く必要があると思ふのであります。現在行われつつある鐘数のむちやくちやな増鐘、これは安本の方の作業によつても現在の日本の人口の状況、輸出の状況と見合つて

大体四百五十万鐘から、多くて六百万鐘まででも十分だという目安がきまつております。それをやたらに繊維局の方ではつたらかしにしておいて片一方でこういう措置をとつて行くという事は、私は国民経済の上からいって大きな損失であるという事を指摘しておきたいのであります。ぜひこれは善処を要望したいのであります。

それからこの点についてこの法律案は、独占禁止法あるいは事業者団体法との関連が起きて来ると私は思うのであります。この法律案にはさつき言つたような損失補償の問題あるいは一旦出した命令をいかなるときに撤回するか、解除するかというふうな時期に関する規定が抜けているように思つておりますけれども、そのようなものについて公取委の方はどういうお考えでありますか、ここで御説明を願います。

○古内政府委員 お答えいたします。ただいまの損失補償の問題に關しましては、当委員会としては一応提案者の方に希望を述べておいたのであります。その点のお取扱いは提案者と法制局の方におまかせしたわけでありまして、それからこの法律案の場合における公正取引委員会との関係に關する問題であります。それについては原案の第二十八條に規定があるのであります。これに對しまして公正取引委員会としては二応提案者の方に多少これを補強したような案を希望として述べておいた次第でございます。われわれの希望といたしましては、調整組合の設立の場合のみならず、調整組合がやる規定をつくるるとき、その変更の場合、通産大臣が勧告を出される場合、勧告に應じなくて命令を出される場合、そ

の場合々々に應じて公正取引委員会との協議もしくは公正取引委員会の同意を得るようなものにしてほしいという希望を述べたのであります。なお解散の場合に關しても、公正取引委員会と協議をするように希望を述べたのであります。

○山手委員 今お話をいただきました公正取引委員会の希望が、この法案に入られておらない。そこにやはり提案者にもお考えを願わなければならぬ。要するにこの法案は中小企業と安定法と銘打つて出して来たのでありますけれども、中小企業の安定はもつと本質的なものからやつて行かなければならない。政府はこの法律において何ら積極的な中小企業に寄與するといふ積極規定を盛り込まずにやうな状態であるのであります。私はこの法律がきわめて不完全なものであることを指摘しておきたいと思ふのです。しかしながら、中小企業のためには一歩でも前進したいといふことで、あえて反対はいたしません。そういうことを一言申し述べて私の質問を終ります。

○高木委員長代理 岡良一君。

○岡良一委員 私は社会党の立場から、特にこの法律にまだ十分明文化されておらない、調整が発動した場合に労働者の生活についてどういふふうな構想があるかという点を中心としてたの案の実質的な検討をしほすために提案者に伺いたいことは、現在中小企業が非常に困難に立つてゐる、それは單に中小企業ないしそれに従事する従業

員の生活問題ではなく、もはや数年来大きな社会問題、政治問題としてクローゼ・アップされておるのであります。特に絹織物、人絹織物等についてなぜこういう臨時措置的な対策を講じなければならぬのであるか、その基本的な原因、特に貿易の事情あるいは国際市場の最近の情勢、見通しといった点について承りたいと思ひます。

○南委員 お答えいたします。ただいまの御質問は前の委員会において加藤委員から御質問がありました。加藤委員から御質問がございました。人絹関係につきましても、こういう法律が必要になつた根本的理由につきましてはいろいろあるかと思ひますが、營業の自由からする業界の先行きに對する中小企業の持つております弱点を露出いたしました。少しもゆるかふからといつて非常に無制制に数が多いつたといふことも一つありまして、また最近ポンドの処理の問題につきましても、絹、人絹が主として出ておりました。ポンド圏における貿易状態が非常に悪化したといふようなこと、それに關係いたしまして今までの計画上、絹、人絹關係につきましては刻下の非常に悪い状態が出たものと考えておるのであります。もと／＼貿易と申しますものは相手のあることでありますので、こちらがどういふことを希望してございまして相手が開かなければしょうがない。貿易關係に對する的確な見通しを持つといふことはだれしもできぬことであります。従つてそういう国内、国外のいろいろの状況の変化に應じて、もたらから数の上において非常に過多であり、そして業界全

般がなか／＼まとまりにくいという中小企業の持つております弱点を、できるだけ除去してやりたいという意味合いにおきまして、当初は私的自治を組合においてやらせまして、そしてその私的自治によつて救ひ切れぬ面を公的見地をもつて通産大臣が中小企業に救ひの手を延べて行くといふことでこの法律案ができてゐることは、加藤委員の御質問の際によく御返事申し上げておいたのであります。

○岡良一委員 ただいまの御説明で、大づかみのところは承知いたしました。現在、現在の国際市場が特に狭隘化しているといふこと、また各国それぞれの自己産業保護政策といふものもあつて、特に絹織物、人絹また混紡織物等の輸出が不振であつて、私どもの県下においてもまつたく火の消えたやうな状態になつておるのであります。これが改善といふことについて政府としてはどういふ努力をしておられるのか、またはたしてそうした努力がどの程度に実を結ぶ見通しを持つておられるのか。もちろん相手のあることでありますから責任のある、また自信のある御答弁は無理かと思ひますが、繊維局長でけつこうでありますから一応の御答弁を願ひたい。

○記内政府委員 絹、人絹業界は今不振にあるわけでありまして、これをもう一回安定させますには、結局はよいにつくつてよいに売れるやうな態勢を持つて行かなければならぬかと思ふのであります。しかしながら国内の面は、これはいろいろ見方もあり論議もありませんが、現在のところにおきましても、比較的売れ行きは進んでおるのであります。ただ輸出を目標といたし

ております。いわゆる広幅絹、人絹あたりは相当苦境にあるという状況であります。しかしもちろん内地の需要の面も、はたしてこれがいつまで続きますかという事は、今後の内地の景気変動ともからみ合つて来る問題であります。そこで輸出の面になつて参ります。そこで残念ながら日本の輸出の相手国は大体ポンド地域が非常に多い。そのポンド地域が、いわゆるポンドの弱体化を防止する意味で、イギリス本國を中心としたしまして、そのスタビリング・エリア各國とも目下輸入制限をいたしておるわけでありまして、その影響が多分に参つておると思われするのであります。しかしこういう事情は、結局ポンドの実力の回復するということの一つの大きな前提でもありますが、輸入の制限というふうな消極的な措置をいつまで続けておるわけにも参りませんし、そうなりますと世界的にお互いに取引の縮小ということになつて来るわけでありまして、どうしてもこれは國際的な観点からいたしまして、お互いによい取引の拡大の方向へと進んで参らなければならぬかと存ずるわけでありまして、最近日本も独立いたしましたので、各國とも大使、公使あるいは領事館の設置というふうなことを漸次実行に移しつつあります。こういう機關を通じて、いわゆる經濟外交によつて参りたいと考えておるわけでありまして、新しく大使、公使あたりの赴任される際におきまして、通商省といひましては、特にこの点を強く要望いたしておるよう次第でございます。

○岡(良)委員　しかし問題は、國際的ないわば不景気と申しましようか、アメリカを中心とする軍拡的な方針の大きな頓挫というか、不振によつて、独立した日本が荒波にもまれておる難破船のような状況で、そういうような危機が特に現在の纖維産業に集中的に、その中でも絹織物、人絹、ステープル・ファイバー、混紡等の産業に出ておるようによつておると思いますが、たゞいまの御答弁によりますと、そういう基本的な点については、何百人の大使使を出してみたとところで、それによつて解決ができる問題とも考えられないのであります。従つて國際的な不況が集中的に表現されている纖維産業の危機というものは、きわめて慢性的な形をとるものではないかと考へるのと、あるものではなからうかと考へるのであります。そういう点についての纖維局長のお考えを承りたいと思ひます。

○記内政委員　今のようないふ見方も慢性的ではないかというふうな見方もあるわけでありまして、また一面、昨年の春まで続きましたいわゆる朝鮮事変の春まで反動期というふうにも考へられるわけでありまして、私も決して日本の纖維業界がこのまま今のようないふ調子で推移するものとは思つておりませんし、また推移させてはならないと考へておるわけでありまして、その点でいろいろ打開に苦慮いたしておるわけでありまして、しかし現在におきまして、現実の面といたしましては今申し上げたような苦境にあるわけでありまして、従ひましてその間の応急の措置として、今度のような法律によつてお互いに生産を自粛し、設備を自肅することによつてこの間の苦境を切り抜けるこ

ともまた必要ではないかと考へておる次第であります。

○岡(良)委員　日本の纖維業界に現われておる現在の危機が、多少反動的な要素を持つてゐるとしても、また一面では、やはり國際的な規模における貿易の不振ないしその慢性化という條件に引きずられて慢性化するということになれば、この法律案が臨時措置と銘打つてあつても、これが臨時措置という提案者の御趣旨を逸脱するような結果になりはしないかということをわれわれは恐れておるのであります。こういう点は見方の相違でありますから、これ以上触れないことにいたします。

そこでこれは釈迦に説法であります。が、提案者の南さんにお尋ねいたしたのであります。わが國の産業構造で、特に中小企業というものが非常に大きなウェイトを持つてゐるということに、日本産業のいわば苦悩と申しましようか、いろいろ内部の矛盾の源泉が大きくなるやうなことは多くの人が指摘しておるのであります。そこでそういう日本の現在の産業構造で中小企業が非常に大きなウェイトを占めてゐるといふ、内部構造の矛盾から起つて来たところの、中小企業がこつこつとゐる現在の危機に對して、業者が、自主的な統制と申しましようか、調整という言葉が用いてあります。が、ある程度の計画的な生産なり計画的な加工をやる。そういうことになりますれば、この生産ないし加工の調整というものが、流通の面なり、価格の面におけるやはり一種の調整を当然伴つて来ると思ふのであります。そういうふうな形にならうと思ひますが、そ

ういう点についての提案者としての考へ、また纖維局長としてのお考へを承りたいと思ふのであります。

○南委員　お答えいたします。私たちが考へましたのは、あくまで今直面しております中小企業の持つてゐる、金融面と並んでの弱點と言われておるなか／＼大きく困結し得られないという点、それが事業者団体法なりあるいは独禁法の規定のためにそういうことができないというふうな考へられましたので、そういう面から中小企業者、中小企業等協同組合法による協同組合と違つた意味において、救つて行かうという意味でこの法案を出したのであります。結局考へ方といたしましては、あくまで中小企業の持つてゐる弱點というものを一つ／＼とつて行く、こういう意味でこの法案ができてゐるのであります。そういう意味合いから、現段階においては生産設備とかあるいは出荷数量とか、あるいは生産量を制限することをもつて足るのであつて、さらに進んで加工賃の技術的調整であるいは価格の技術的調整というもので、二十七條をまとめて考へるべき段階に達してゐない。今の段階におきましては、要するに教の規正をやつて、ある程度コントロールすればそれでいいのじやないか、こういうふうな考へておるのであります。臨時的な措置であります。先ほど、經濟界の將來という点についての岡さんの御見解によつて、これが慢性化して恒久化するかもしれないやうな御意見でございましたが、そういう場合には、またおのずから異なつて処置をすべきものではないか。少くともこの法律に盛つておりますやうな二年間の短

期間内においては、今の状態では、價格協定というものでこの調整組合の事業の一つにするということまで至つておらぬ、こういうふうな提案者は考へておる次第であります。

○岡(良)委員　纖維局長にも御答弁を求めまして、これは保留いたしまして、とにかく現在の日本の中小企業、特に纖維産業の業界、北陸三県の業界等は、協同組合の現在のある方をもつては、どうしてこういう自主的な生産の統制はできないというやうな段階にあることは御指摘の通りであります。そういう意味で、この法律を御提出になつた御意図もわれ／＼は十分多々するのであります。それによつて、いま、やはりここに日本の中小企業という、日本の産業構造において大きなウェイトを持つておるものの中で、特にこの別表に指定されておるやうな業界においてそのクレーゼが集中的に出て来た。これに對して、こうした対策を、あるいは臨時措置を講じなければならぬとなつたという本質的な自由党としての態度についてお尋ねしたいのであります。そういうことで、結局中小企業者が、たといかなる機關により、いかに民主的にやらせようとも、やはり現在のやうな野放しの自由經濟という方針ではないか。だからして、自主的に、民主的にでも計画的な形をとつてやらなければならないといふことになれば、私ども自由党としては、やはり野放しの自由經濟をもつては、中小企業、特に日本の産業において大きなウェイトを占めておる中小企業の生き得る道がないというやうな観点からいたしまして、たとい臨時的にもあれ、そうしたお心構への上にお

において経済計画を立てて、それにマツテするように産業経済を指導して行かなければならぬものだということとは、前々から私もよく知つておつたところであります。自由党といつたしましてもそういう感覚でやつておつたと思ひます。その点になつて参りますと、水かけ論になりますから、しいて申し上げませんが、自由党としては急激に転換したものではありません、こういうふうにしか御返事ができないと思ひます。

○岡(良)委員 それは私どもの見方からすると、むしろ大いに歡迎なのであ

つたとすれば、どういふ内容についてお打合せになり、またどういふようなおとりきめなり、御了解が成立しておつたか、この点をまず承りたいと思います。

○南委員　法案の起草にあたりましては、労働省の意見は聞いてみたことはありますが、特別に公式的に打合せたことではないのであります。私はこの法案につきましては、先ほど川口部長からも申しましたように、憲法上の議論があることは当然であります。労働者の利害に關しましては、こゝろいふふ

もちろん労働関係の代表者も入つてもらうように考えております。またそういうふうには政府に要望するつもりであります。従つてこの法案が両院を通過して施行される場合において、労働者の利益を不当に侵害するというようなことは当然理論的にも實際的にもあり得ないもの、こういうふうに考えておる次第であります。

○岡良委員　ただいま審議会というお話がありました。御存じの通り、中央に設けられている審議会の意見が政府の施策に反映をした、それだけの

業の安定をはかるやという、たとい義意の意圖から出たとしても、この場合にこれをやはり法律をもつてはつきりと、こゝうした場合における勤労者の生活の保障というものが明文化される必要があるのでないかということを考へるのでありますが、その点がいかに違はれておりませんが、なぜこの際明文化されなかつたのか、あるいはまたいかなる措置によつて具体的にこれらの生活の保障の道が講ぜられようとしてゐるか、この点についての提案者の御構想を承りたい。

○岡(農)委員　法制部長がおられるうですから、お伺いします。憲法第二十七條に保障されておる國民の勤勞の権利、これは國民の普遍的意恩の表現として規定された憲法が保障しておる基本的な權利であります、これが法律によつてたとい一時的にでも不当に拘束されるという事態が起ることは必至でございますが、これに対して法制部長のお考えを承りたいのであります。一体こうした國民の普遍的な意恩の表現として規定された、憲法に保障されておる國民の基本的權利である勤

勞という權利が、人爲的な法律によつて不当に拘束されるといふことは、これは憲法上どういふふうに解釈しているのかという点について専門家からひとつ御教示を願いたいと思います。

○川口法制局参事 非常にむずかしい問題でございしますが、高度な政策上の問題は別といたしまして、憲法に規定されている勤労の権利その他生存権の保障、一切の關係におきまして一応私どもの理解しておりますところでは、一種の国家の全般的な政策上の指導目標というものを掲げておる一つの理想を示した規定でございまして、従いまして純粹に法律的に申し上げますれば、ある会社は何名ぐらゐの従業員を常に確保しなければならぬか、これこれ以上は失業者を出してはならないというふうな制約は、個々の企業体につきましては、別に現在取締つてゐる法律は一つもないわけでございまして、ただ今回の提案されております法律案によりまして、その権力の発動もしくは組合の活動によりまして、直接的ではなくて、結果といたしましてある程度の失業者なり、もしくはその他の損害が勤労者にもかかるということとは、あるいはあるかもしれません。そういう場合に、少くとも法律の問題といたしましては、勤労権そのものを直接国家自身が害しておるわけではないと一応解釈されまして、従いましてその部分に關する諸般の法律制度は憲法の條章にかんがみまして、失業保險法その他労働諸立法における保障を受ける。従いまして企業者もその面における協力をする義務があるというふうな一般的なことは申し上げられますけれども、この法律案において労働者を何

名だけに限定し、何名は解雇しなければならぬというふうな直接的な命令規定というものは一つもございませぬ。結果的にそういうことが生ずるかもしれないという意味におきまして、直接的に憲法の條章を特に侵しているというふうには考えられないのであります。かように一応考えております。

○岡(眞)委員 法律家らしい、しかしきわめて技術的な御答弁であります。が、一体憲法に保障された勤労の権利を行使しているものが、かりにここに百名ほどの絹織物工場があつたといったします。そうしてこの命令が発動されることになりましたと、一箇月のうち十日休業する、あるいは六箇月間のうち相当期間休業する、あるいはその上にある部分が離職をしなければならぬという事態が起きて来ます。そうすると、結局憲法で保障されている勤労の権利が一応拘束されることになる。事が憲法で保障されている以上、法でそれを拘束するならば、その法律はあわせてかかる場合における勤労の権利、もちろんこれは憲法に明らかなごとく生活手段の獲得のための勤労でありますから、その生活の保障というものがあわせて明文化されなければ非常に片手落ちではないか、法律的な取扱いとしても当然明文化されるべきものであるのかということをお伺いしているのですが、この点についてどうお考えになりますか。

○川口法制局参事 ある企業体の経営につきまして、今御質問のお言葉にもありましたような事態が、たとえば具体的はこの法律に基く二十七條の権力の発動によりまして、現在就業してゐる労働者の何パーセントを整理するべ

しというようなことになりますれば、これはもう何人も当然これに対して憲法に保障するその裏づけを立法上当然必要とすると考えられるのでございますが、一応そういうことを離れまして、企業経営の全体的な立場からある程度の標準を設け、その結果として企業体の責任において副次的にそういう作用が出て来るのでありましようが、その面に対する全体的な立法的な施策は別といたしまして、直接法律的に憲法に権利が保障されているから、当然この法律案において必ず先ほどの財産権の保障と似たような形における勤労権の保障規定、あるいはその慣いの問題を処理すべきであるとは一応考えていないわけでございます。

○岡(長)委員　ただいまの御答弁は非常に不満でもあり、遺憾でもありますが、それはさておきましよう。

それでは労働基準法では解雇いたしました場合には、三十日間の予告期間があるということになっております。この調整命令と申しましようか、いよいよ発効するということになれば、これは法律上純粹の意味の解雇ではなからうと思ひます。おそらく組合と事業主もそういう法律が出れば労働協約によつて解雇というような形ではないような表現でもつて何らかの対策を講ずると思ひますが、それになりましたとしてもやはりそういう事態が起りました場合に、この問題は適當に双方の納得の行く解決がつくまでにはいつでも時間が非常にかかるわけですから、そういうふうな時間がかかるので、やはり調整規程が発動されて、いよいよ調整が実施されるという前にはこの法律等においてはつきりと、あるいは政令等にゆたわ

でも、つこうですか。企業員に必要があるのではないかとこのことを考へるのではありませんが、その点について提案者にもまた法制局の専門家の御意見もあわせて承つておきたいと思ひます。

○南委員 純粹の法律解釈につきましては、その方面の権威者である川口さんからお答え願う方がよいのでありますが、私はこの法律で二十七條が発動されるような場合におきましても、こゝらうまつも労働基準法の適用を排除しているのではないのでありますから、独禁法や事業者団体法のように適用を排除されておるわけではないのでありますから、これは当然三十日の予告期間があるものと解釈しております。

なお失念いたしましたので、こゝで補足させていただきますが、先ほど御座いますからどうも審議会というものは意見の通つたためしがないと言われるのではありませんが、今の構成上ではこれ以上ないという強い表現で、その答申については政府はこれを尊重しなければならぬといつて、他の法制とはちよつと違つた行き方をしておるのであります。それは尊重せよというのと、それからそれに従えよというのとは言葉が違いますけれども、こゝ強く出ておるは最近の立法例としては二つか三つ、らいだと記憶しておりますが、その審議会が政府に対して無力のものがあるといふことは、私たち立法者の人として考へておらぬのであります。

○岡(重)委員 しかし私が例にあげた社会保険制度審議会のごときは社会保険制度審議会設置法によつて定されておる。それだけのために法

三三設
わめて臨時的な色彩が強うございませう。これは幻滅の悲哀を感じて申し上げたわけですから、できるだけ御趣旨のような運営を期待いたします。

そこでさらにお尋ねいたしますが、それではこの調整が発動されまして、いよいよ従業員がその職務を離れなければならぬという事態が起つた場合、それは再雇用されるということとを前提としての一時的離職、こういう取扱いになりますか、その点について、これは法制局部長の御見解を伺いたいと思ひます。

○川口法制局参事　お答えいたします。先ほどの提案者のお答えにもございましたように、まずこの法律案ではいきなり命令が出ることを避けまして、勧告という形で一応の反省を求めまして、若干の余裕を置いて権力の発動はしないという形になっておりますのが第一点で、かつまた一般の労働立法に對する例外措置は全然つくつていないのでございまして、その場合におけるいろいろな事後措置に関する問題としての労働法上の制約はその通り受けるべきものだと思ひております。

なおただいまの御質問の点は、これはやはり方でございますが、この期間といふものがはたして数年とか、あるいは何箇月とかいふうふうに出るものかどうかによつていろいろ違ひましようが、この法律案におきましては、施行期間を非常に限定いたしておりますので、きつめて臨時的な色彩が強うございませう。

て、再雇用の保障がないというならば、これは法律をもつて中小企業の従業員に対する首切りを合法化するとい

に永久的になることもあれば、あるいは一箇月なら一箇月後に再雇用ということになるといふ団体交渉の結果なら

すので、普通の状態で考えますならばそれは当然再雇用の形に参るものと私は考えております。しかしこれは法律的に当然再雇用の形をとるべきである

合と業者の自主的な解決にゆだねるということではないと思います。特に石川県の実情、これは南さんもよく

案については多少私どもも知らされておりましたが、予算措置を伴つたものがほとんど削られているようなかつこ

物同業組合があります。九三といふのは県一円でやつておるのですが、この法律によると、絹、人絹という業種に關係した石川県一円の調整組合ができるわけですか。

○南委員 調整組合の性質上、府県單位になるものと私は考えております。その府県單位になつたときの状態は、九三が一本になつて入る場合もありますし、あるいは個々の業者の状態しようし、あるいは個々の業者の状態に入つて来る場合もあります。法律には中小企業の協同組合で入つて来ることを拒否しておりませんで、そのとき々の調整組合結成の際における各業者の随意であります。個々の業者の入つて来る場合もありますし、協同組合で入つて来る場合もあります。しかし表決権が平等でありますから、そこらは組合構成上考えて行かなければならぬ点はあると思います。しかし法律の保護は一定のことを條件としておりますので、先の先まで案じていろ／＼こまかい規定を設ければ、かえつてそれが逆用されるので、こういう場合にはこの程度が一番適當じやないかと思つておるのであります。大きな業者で入つて来るようなことがあつても、一票しかものを言いませんから、個々の業者で入つて来るのじやないかと思ひます。

○岡(良)委員 その場合、表決権が平等とはうたつてあるけれども、その権利が従来のいろ／＼な因縁やら情実によつてゆがめられて行使される危険性があり、その結果平等ではなく、調整が発動した場合でも、昔のようなおつとせいの支配が起つて来るということでは、零細な業者はかわいそうである

と思うのでお尋ねしておるのです。これについてはほんとうにわれわれの納得のできる御答弁はないのですが、機械を台数で制限する、百五十台以上のものは調整組合の理事は何名、あるいは二十台以上のものは何名というふうにして、特に商社を兼ねている大メーカーの発言権を抑えて、調整の発動なり調整の施行なり、一切の調整業務の運営に業者の声を集約して行くというこを、よほどはつきりと指導しなせんと、商社にしてメーカーを兼ねておる従来の支配的な諸君が、再び実権を握るといふことでは、せつかく零細業者をも含めて安定をはかろうという御好意が無くなる。危険がある。そういう意味で運営に当る機関の人的構成は、機械台数などではつきりと振りわけをして、零細業者の力が十分に反映できるように仕組む必要があるであらうと思うが、こういう点について南さんは何かお考えになつておることがありますでしょうか。

○南委員 お答えいたします。岡さんはなか／＼ごまかい御質問なんで、御心配の点は私もわからぬことはないのではありません。しかし法律をつくつて行く際におきましては、たくさんさんの機械を持つておる人の利益をことさらに押えて行く、それから少数を持つておる人の利益をことさらに保護するということになつて参りますと、もうそれ自身何か他の目的を持った法規になりがちなんです。私はこれはやはり一台持つておる人が入つても一票の表決権、千合を持つておる人——そういう人はないのでありますが、かりに持つておる人があつたといふしましたら、その人も一票、経営の際において、そういうい

いゆる平等が、こういう調整なんかやる際において、かえつて公平かどうかというふうな議論もあつたのであります。これは私は抑して議決権は平等でなければならぬという建前を絶対にくずしておらぬのであります。従つて業者としては実際損をしてかえつて得をしておるのであります。今日の福井県あたりの業界の不況というふうなものは、大きいものだけがかわつてひどいのであります。小さいものはかえつて、都合が悪ければやめておる。そういうふうな実情にあるのであります。それから、岡さんが御心配になるほど自分の利益を保護するのに、それはさういふと私は考えておりません。しかし行政運用の際におきましては、御趣旨のようない点についてできるだけ注意するように、立法者の一人として組織する前に要望すべき点については前々から要望しておるのであります。

○岡(長)委員 最後に提案者にお伺いたしますが、この審議会は、特に石川、福井のようによ、おそろく調整組合によつて包括される産業によつて、その府県の工業生産額のほとんど七割も八割も占められておるといふ府県の経済、従つてその産業の浮き沈みが、その府県の経済を制しておるといふやうな地域においては単に中央だけでなく、その地域にも審議会をつくる。そのなればそれに零細な諸君、あるいは大きな連中、あるいはまた繊維産業労働組合の代表者も入れると思ひますが、そういうところでは、やはり府県においても審議会とか、名目は何でもけつこうですが、やはりその地域、その府県における大きな指導的な指揮的な機関をつくる必要がありはしないか、こう思ひますが、そういう点について提案者はお考えになつたことがありましようか。

○南委員 お答えいたします。私は絹、人絹のようによ、たとい府県単位の調整組合ができました、それはさらに連合会になつて参りますが、石川や福井の絹、人絹のようによ日本の絹、人絹業界における八割、九割までを占めておるやうな場合におきましては、名は中央における絹、人絹の審議会でありまして、代表者は当然福井、石川の人たちが入つてしかるべきものと思つております。従つて先ほどあな

の御質問にお答えいたしましたように、学識経験者の中には福井、石川の繊維関係も労働団体の適当な人も入れていただくように、提案者の一人として通産省にお願ひしてあるやうな次第でありまして、別個に石川県、福井県にそれ／＼小さな審議会を置きますことは、屋上屋を重ねる結果になる。動くやうであつて、かえつて動かぬのではないか。むしろ福井人絹なり石川人絹なりが日本の人絹であるならば、その代表者が当然中央の審議会に入つて来てしかるべきものではなからうか。従つて学識経験者なども当然そういうことになつたその標準のもとにおいておそろく選ばれるものであらう、こういうふうによ提案者の一人として考えております。

○岡(長)委員 私どもの考えでは屋上屋を築くというやうな意味でなく、やはりその府県の産業の、あるいは長気の死命を制している産業において、操短というやうな非常事態あるいは緊急の措置がとられるといふことは、その府県全部の大きな関心事でもあるので、やはり中央でなく、その府県で独立した機構があつて、その間十分な検討を遂げられる必要があらうかと思つて申し上げたのであります。そのほかいろいろお尋ねしたい点もありますが、時間も過ぎましたので、あとはまた後日に譲りまして、この程度できよりの私の質問は終えたいと思ひます。

○高木委員長代理 本日はこの程度にいたし、明日は午後一時より理事会、午後一時半より委員会を開会いたします。本日はこれにて散会いたします。午後一時十六分散会